

T&M通信

～税務と経営～

● 今月の経営チェックポイント

- 給与所得の年末調整の月です。
原則として、本年最後の給与もしくは賞与の支払をするときに計算します。
- 賞与を支払った場合は、「健康保険・厚生年金保険 賞与支払届」の提出が必要です。
支給日より5日以内に、年金事務所から送付された届出書を提出してください。
- 固定資産税及び都市計画税の第3期分の納付期限は、京都市は平成28年12月28日(水)、
大阪市は平成28年12月26日(月)迄です。
- 12月、1月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は23日(金)天皇誕生日です。
- 官公庁の御用納め日
税務署、区役所、年金事務所等役所の御用納めは、12月28日(水)です。
- 当事務所は12月30日(金)～1月3日(火)迄お休みさせていただきます。

【注意】扶養控除等申告書内のマイナンバー記入欄にはマイナンバーを記載しないでください！

● 着眼点

地震大国日本

税理士 田中彰

お世話になっている「お弁当の栄亭さん」の北出社長にお声掛けを頂き、「実践人京都研修会」に参加しています。年に数回、各界の著名な先生方の講演を聞き見分を広げています。先日は12月4日(日)大谷ホールにて、元京都大学総長、現京都造形芸術大学学長の尾池和夫先生の講演を伺いました。先生は言わずと知れた日本あるいは世界の地震学に関する第一人者ですが、私はこれまで東大のある学者がテレビで「地震は予知できません」と言ったことを聞きそう思い込んでいましたが、尾池先生の講演を聞き必ずしもそれは正しくないことを知りました。現在では微震等のデータの蓄積によりどこでいつ頃に大地震が起こるのかある程度予測できるそうです。先生は熊本市内の講演で日奈久断層での小さな地震の連続から大地震を予見されていましたが、その後この度の熊本地震が起きました。関西では今後、和歌山の中央構造線付近や奈良盆地、大阪の上町台地の警戒が必要とのこと。京都も200年に1度大きな地震が起きていますが行政などの対応が遅いと警告されています。反対に21年前に大地震が起きた神戸は現時点では安全ということです。ただし平成50年(早ければ2038年)頃に南海トラフ地震が起きて大津波(30メートル級)が来ると予想されています。

大事なことは、天気予報のようにテレビ等で定期的に地震予報を流すことで、地震に対する心構えを皆が持つことだと先生は言われています。そしてできる限り多くの方が地震の犠牲にならないようにと考え

ておられます。残念ながら東北震災による津波の犠牲者の中にはその脅威に対する認識の甘さから逃げ遅れた方が相当数いると考えておられます。

最近、インターネット上で「地盤サポートマップ」というサイトが掲載され、自分が住んでいる土地の地盤の耐震力が示されています。あるいはお住いの耐震診断を受けることもできます。もし大地震の襲来に対し不安がある場合にはせめて寝室だけでも耐震工事をするように先生は呼びかけておられます。

●こども達が仕事に就く頃

紅葉の時期を迎え、外国人観光客の方々を多く見かけるようになりました。

海外の企業等と直接関わらない国内の仕事においても、語学力の必要な仕事が増え、増加していくのだと実感しております。

子供の英語教育について、2011年度より、小学校5、6年で、外国語活動が必修化され、2020年度からは小学3年生より必修化、小学5年生より正式教科となるとのことです。

早期の語学教育について、デメリットを唱えるご意見もあるようですが、音を聞き取り発音する能力が高い10歳位までの時期を「臨界期」とする考え方があり、早期に外国語を学ばせたい思いを持つ方も多いのではないのでしょうか。

アメリカでは、「2011年度にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう」という新聞記事が出たそうです。

外国語の他に、子供向けのプログラミング教室等、様々な習い事が人気で、世の中の変化のスピードに驚きます。

子供の可能性が広がるような手伝いをしたいというのが親心ですが、近い将来をも予想するのが難しい時代に、多くの情報を読み解き、また子供の個性に合うものが何なのかを考えるのは、難しい課題だと常々思っております。

皆様、どのようなお考えをお持ちでしょうか？

(文責 井上 友佳子)

●業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上のために設備投資等(機械設備、人材育成・教育訓練費等)を行い、事業場内でもっとも低い賃金を引き上げ場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成するものです。具体的には下記の通りです。

- ・事業場内の最低賃金が1000円未満の事業場
- ・6ヶ月以上継続雇用の従業員の時給を60円以上引き上げ
- ・設備投資等に費用を支出
- ・助成率は2/1(30人以下の事業場は3/4)
- ・上限100万円

助成金の対象になる経費かどうかは、ぜひお尋ね下さい。

(文責 渡辺 晶子)

●年末調整の時期になりました！

今年も12月になり年末調整の時期になりました。年末調整とは給与所得者が確定申告をしなくても、事業主により各種の控除を計算し、1年間に納める税金を精算する手続きです。年末調整手続きを受けるためには、「給与所得者の扶養控除等申告書」「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」を事業主に提出しなければなりません。これらの申告書を提出することにより各種の控除が受けられ1月から毎月源泉徴収された所得税が還付される場合があります。また、翌年の住民税も年末調整により計算された所得金額等により決定されますので、これらの申告書は事業主に提出しましょう！

(文責 田中 恵子)